

トランプ政権の人工知能（AI）政策と 日本・日系企業への影響

2025 年 10 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部
ニューヨーク事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

< 目次 >

I.	背景	2
II.	米連邦政府の AI 政策に関するこれまでの経緯	3
III.	主要な政策文書（時系列順）	5
A.	大統領令 13859 号（2019 年 2 月 11 日）	5
B.	大統領令 13960 号（2020 年 12 月 3 日）	6
C.	大統領令 14148 号（2025 年 1 月 20 日）	6
D.	大統領令 14179 号（2025 年 1 月 23 日）	7
E.	大統領令 14275 号（2025 年 4 月 15 日）	8
F.	大統領令 14277 号（2025 年 4 月 23 日）	8
G.	米国の AI 行動計画	9
1.	経緯、全体像	9
2.	第 1 の柱：AI の技術革新を加速させる	9
3.	第 2 の柱：米国の AI インフラの構築	10
4.	第 3 の柱：国際 AI 外交および安全保障の主導	11
H.	大統領令 14318、14319、14320 号（2025 年 7 月 23 日）	14
IV.	日本・日系企業への影響	15
A.	輸出管理面での影響	16
1.	AI コンピュートに関する輸出管理法執行強化の影響	16
2.	既存の半導体製造関連の輸出管理の抜け穴閉鎖の影響	16
3.	米国による全世界的な保護措置の調整の影響	17
B.	その他の面での影響	17
1.	AI インフラ・電力	17
2.	AI 関連の連邦政府調達	18
3.	日本の AI 政策への影響	18

はじめに

本レポートでは、人工知能（AI）に関する、第1次トランプ政権（2017～2021年）の措置の動向を振り返るとともに、第2次トランプ政権（2025～2029年）が2025年7月に発表した同政権のAIに関する基本戦略である「米国のAI行動計画」について解説しています。本レポートは、米国のメイヤー・ブラウン法律事務所の協力を得て作成しました。本レポートが、米国とビジネスを行う方々にとって参考となれば幸いです。

2025年10月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 米州課
ニューヨーク事務所

I. 背景

近年、人工知能（AI）の能力が急速に向上し、全世界的にその応用が拡大する中で、いかに AI がもたらし得るリスクを管理しつつ、その潜在的能力を活用していくべきかに関する議論が活発になっている。特に、米国 AI 開発企業 OpenAI により開発された大規模言語モデルの生成 AI（ChatGPT-4）が 2023 年 3 月に公開されて以降、他社のさまざまな生成 AI も公開され、高度な AI へのアクセスが容易になるにつれ、AI の規制のために法制度を整えるべきと主張する関係者がいる一方で、AI の潜在的能力を最大限に引き出すため、より高度な AI の研究・開発を支援し、その活用を促すための自由な環境を確保すべきとの主張もみられる。さらに、2025 年 1 月に、中国 AI 開発企業 DeepSeek が低コストで開発したとされる大規模言語モデルの DeepSeek-R1 が発表されたことがきっかけとなり、米国による AI 開発の指導力の維持に関する危機感が広まり、一部の関係者からは、DeepSeek のモデルの出現は、米国社会にとって第 2 の「スプートニク・ショック」¹となっていると評する者もいる。

AI が経済・産業活動のみならず、社会生活、その他の人間の活動全般にもたらす影響が急速に高まる中で、一部の先進国や国際機関により、秩序ある AI の開発や利用を確保するため、AI に関する規制やその活用に関するガイドラインが提案されている。しかし、米国内では、連邦議会による AI の一部の側面に対処する限定的な法律が制定されているのみで²、米国全体としての国家戦略的な見地から AI にどのように取り組んでいくべきかについて、包括的な枠組みを明確にした連邦レベルでの法律は制定されていない。他方、州レベルでは、AI のもたらすさまざまなリスクに対処するための法律が制定され始めている。

3

¹ 1957 年に当時のソビエト連邦が世界初の人工衛星「スプートニク 1 号」を打ち上げたことで、それまで技術力で優位だと信じていた米国に与えた大きな衝撃と危機感を意味する。これがきっかけとなり、米国とソ連との間の宇宙開発競争が激化し、米国航空宇宙局（NASA）の設立や自然科学研究・教育への大規模投資を促す契機となった。

² 米国連邦議会では、2017 年 1 月に開始した第 115 議会以降、2025 年 5 月までの期間中に、「人工知能（Artificial Intelligence）」という言葉が含まれている数百の法案が提案されているが、そのうち法律として制定されたのは、2025 年 5 月時点で、30 以下となっていると伝えられている。そのうち、比較的広範囲な分野を対象としている AI 関連の連邦法には、以下が含まれる。

- National Artificial Intelligence Initiative Act of 2020 (Division E of the NDAA of FY2021, P.L. 116-283);
- The AI in Government Act of 2020 (Division U, Title I, of the Consolidated Appropriations Act, 2021, P.L. 116-260);
- Advancing American AI Act (Subtitle B of Title LXXII of Division G of the FY2023 NDAA, P.L. 117-263)
- Artificial Intelligence Training for the Acquisition Workforce Act (P.L. 117-207).

³ 例えば、これまでに以下の州で、AI の規制に関する法律が制定されている。

- ユタ州：Artificial Intelligence Policy Act 2024 年 5 月施行。
<https://le.utah.gov/~2024/bills/static/SB0149.html>
- コロラド州：Concerning Consumer Protections in Interactions with Artificial Intelligence Systems (Colorado AI Act) 2024 年 5 月制定、2026 年 2 月施行予定。<https://leg.colorado.gov/bills/sb24-205>
- イリノイ州：Public Act 103-0804, amendment to the Illinois Human Rights Act.
<https://www.ilga.gov/legislation/PublicActs/View/103-0804>
- カリフォルニア州：AI Transparency Act
https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB942
AB-2013 Generative Artificial Intelligence: Training Data Transparency
https://leginfo.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202320240AB2013

連邦政府レベルでは、第1次トランプ政権下の2019年2月以降、AIに取り組む米国政府の方針について、複数の大統領令やその他の政策文書を通じて発表されているが、第1次トランプ政権からバイデン政権を経て第2次トランプ政権への変遷を通じて、AIに取り組む基本方針の中での優先的課題は変化を重ねながら、現在に至っている。

本報告書では、第1次トランプ政権から現在に至るまでの、米国のAI政策の変遷を概観するとともに、トランプ政権下でのAIに関連する基本政策について、第1次政権下から第2次政権の2025年9月までに発令された一連の大統領令、AI行動計画などの主要な公式文書の概要を取りまとめ、最後に、トランプ政権のAI政策が、日本企業や在米の日系企業などに及ぼし得る影響について検討する。

II. 米連邦政府のAI政策に関するこれまでの経緯

連邦政府のレベルでAI全般に取り組むべき米国の基本的姿勢が最初に示されたのは、第1次トランプ政権下の2019年2月11日に発令された大統領令（13859号）⁴だった。同大統領令では、AIの潜在的能力を評価し、可能な限り自由な環境を整えることにより、AIの研究開発を促進させ、AIの利用を広め、世界市場でも米国のAI産業が幅広く受け入れられるようにすることを目指しながら、同時に、米国AIの優位性を保護し、重要なAIの技術を、戦略的な競争相手や敵対国により取得されないよう保護していく、との基本姿勢が示された。

第1次トランプ政権に続いたバイデン政権（2021年1月20日～2025年1月20日）も、AIに関する大統領令やその他の政策文書の発表を通じ、AIに取り組む基本姿勢を示したが⁵、バイデン政権のAI政策は、安全性の確保に重点が置かれ、連邦政府が、さまざまな規制を通じて、民間部門からAIに関連する活動の報告を求めたり、AIによる差別の増長防止措置を講じたりするなど、AIに関する民間企業の活動への連邦政府の関与を深めようとするものだった。このようなAIに関する規制強化の傾向に対しては、AIの開発や利用を推進している産業界や一部のシンクタンクなどの間で、AIを通じて各国が自らの覇権と影響力の強化を目指す国際競争が激化している現状に鑑みれば、米国がAIにおける優位性・指導力を維持することは米国にとり死活的に重要であり、米国のAI産業に対する規制は最小限に抑えられるべきで、連邦政府は、米国のAI産業の技術革新を推進し、米国社会におけるAIの活用を奨励し、幅広いAI産業の育成に努めるべき、などとの見解が広まるようになった。

このような流れの中で、2025年1月20日に発足した第2次トランプ政権は発足初日に、自らが推進する政策と整合性を有しない、バイデン前政権下で発令された数多くの大統領令を撤廃する一環として、バイデン政権時代のAIに対する規制強化を指示した大統領令

⁴ Executive Order 13859 of February 11, 2019, Maintaining American Leadership in Artificial Intelligence. <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-02-14/pdf/2019-02544.pdf>

⁵ バイデン政権では、大統領令を含む、AIに関する以下の対外発表が行われた。

- Executive Order 14110 of October 30, 2023, Safe, Secure and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence. <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-11-01/pdf/2023-24283.pdf>（ただし、大統領令14110号は、後述のとおりドナルド・トランプ大統領の大統領令14148号により撤廃された。）
- Office of Science and Technology Policy (OSTP) report, Blueprint for an AI Bill of Rights: Making Automated Systems Work for the American People, October 2022.

(14110 号) を撤廃した。⁶ 3 日後の 1 月 23 日には、「AI 分野における米国の指導力に対する障壁を撤去する大統領令」(大統領令 14179 号)⁷を発令し、「人類の繁栄、経済競争力、および国家安全保障を促進させるために、米国の世界における AI 分野での圧倒的地位を維持・強化していくことが米国の政策である」との基本姿勢を示し、科学技術担当大統領補佐官、AI および仮想通貨担当大統領特別補佐官、および国家安全保障担当大統領補佐官に対し、180 日以内に、米国の AI 政策を実現するための行動計画 (action plan) を策定するよう指示した。

AI に関する基本政策を示した 1 月 23 日の大統領令 14179 号に続き、ドナルド・トランプ大統領は 4 月 23 日、「米国の若者への AI 教育を前進させる大統領令」⁸を発令し、米国の若い世代の AI への理解を深め、AI を活用する社会の育成を目指すための施策の方向性を示した。

さらに、2025 年 7 月 23 日には、1 月 23 日の大統領令 14179 号での指示に基づき、「競争に勝つ—米国の AI 行動計画」⁹が発表され、AI の基本政策を実現するための具体的な行政措置に関する勧告を行い、同時に同行動計画で勧告されている一部の施策を具体的に実施していくための 3 つの大統領令¹⁰が発令され、現在に至っている。

以下、本報告書の「III. 主要な政策文書 (時系列順)」では、トランプ政権の AI に関する基本政策の骨格となっている、一連の主要な大統領令のポイントを概説するとともに、今後同政権が AI 政策を推進していくための具体的措置の指針となる「米国の AI 行動計画」を概説する。

なお、ホワイトハウスは、トランプ政権の AI に取り組む政策や具体的措置などの広報用に、以下のリンクからアクセスできるウェブサイト (AI.GOV) を開設している。

⁶ EO 14148 of January 20, 2025, Initial Recissions of Harmful Executive Orders and Actions.

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-01-28/pdf/2025-01901.pdf>

⁷ Executive Order 14179 of January 23, 2025, Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence. <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-01-31/pdf/2025-02172.pdf>

⁸ Executive Order 14277 of April 23, 2025, Advancing Artificial Intelligence Education For American Youth. <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-04-28/pdf/2025-07368.pdf>

⁹ Winning the Race – America’s AI Action Plan, <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/07/Americas-AI-Action-Plan.pdf>

¹⁰ 2025 年 7 月 23 日にトランプ大統領が発令した、AI に関連する大統領令は以下のとおり。各大統領令の概要は、本報告書の III.H.を参照。

- データセンター・インフラの許認可を加速する大統領令 (Accelerating Federal Permitting of Data Center Infrastructure) (大統領令 14318 号)
- 連邦政府でウォーク (Woke) を防止する大統領令 (Preventing Woke AI in the Federal Government) (大統領令 14319 号)
- 米国の AI テクノロジースタックの輸出を促進する大統領令 (Promoting the Export of the American AI Technology Stack) (大統領令 14320 号)

III. 主要な政策文書（時系列順）

A. 大統領令 13859 号（2019 年 2 月 11 日）

トランプ大統領は、第 1 次政権中の 2019 年 2 月 11 日、「AI での米国の主導的立場を維持する大統領令（Maintaining American Leadership in Artificial Intelligence）」（大統領令 13859 号）¹¹を発令した。

大統領令 13859 号は、トランプ政権が、AI に関して初めて公式に発表した AI 戦略を明確に示した文書で、米国政府全体が連携した戦略を通じて、AI の研究開発および展開にあたり、科学、技術、経済面での米国の指導的な立場を維持、向上させていくのが米国の政策であるとし、そのような政策は以下の 5 つの原則により導かれていく、との基本姿勢を示した。

- (a) 科学力、経済的競争力および国家安全保障の強化を目的とする、産学官を横断する AI 分野における技術的ブレークスルーの推進。
- (b) 新たな AI 関連産業の創出や既存産業への AI 導入の促進を目的とする、AI 技術の安全テストや導入に関する適切な技術標準の策定および規制上の障壁の低減。
- (c) 現在および将来の労働者に対する AI 技術の発達および適用に関する労働力の育成。
- (d) 市民の自由およびプライバシーといった価値を保護し、AI の開発・活用についての公共の信頼を確保。
- (e) 米国の AI 研究、技術革新を支援し、米国の AI 産業に対して市場を開放する国際環境を促進。同時に、米国の AI 分野における重要な技術的優位を保護し、戦略的競合国および敵対国による米国 AI 技術の取得を防止。

大統領令 13859 号ではさらに、AI 分野における米国の指導的立場の維持・推進のための具体的措置として、米国政府機関が AI を推進していくにあたり目指すべき 6 つの戦略的目的¹²、連邦政府による AI 研究・開発への投資（各研究開発機関は、AI を研究開発の優先事項として位置付け、予算編成や資金計画に反映させることなど）、AI 研究・開発のためのデータおよび計算資源の取り扱い（各連邦機関は保有データ・モデルを見直し、安全性、セキュリティ、プライバシーおよび機密性を保護しつつ、連邦政府に属さない AI 研究コミュニティによるアクセスおよび利用機会を拡大することなど）、安全保障上の優位性保護（AI および経済・安全保障上重要な関連技術における米国の優位性を戦略的競合国および敵対国から保護するための行動計画を策定、実施することなど）について規定している。

¹¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-02-14/pdf/2019-02544.pdf>

¹² (1) 産学官・同盟諸国などとの協働による AI への持続的投資と、その成果を迅速に実装すること、(2) 安全・セキュリティ・プライバシーに配慮しつつ、連邦データ・モデル・計算資源への高品質かつ追跡可能なアクセスを拡充すること、(3) 米国の技術、経済、安全保障、市民の自由などを保護しつつ、AI 活用の障壁を低減すること、(4) 悪意ある攻撃への脆弱性を最小化し、技術革新と公共の信頼に資する技術標準を整備し、国際標準を主導すること、(5) 実務研修、スキル習得プログラム、コンピュータサイエンス教育を通じて、連邦職員を含めた次世代 AI 研究者・ユーザーを育成すること、(6) 2019 年 2 月 11 日付国家安全保障大統領覚書（National Security Presidential Memorandum）に基づく、AI および関連重要技術における米国優位性保護の行動計画を策定し、実施することを指す。

B. 大統領令 13960 号（2020 年 12 月 3 日）

トランプ大統領は、第 1 次政権中の 2020 年 12 月 3 日、「連邦政府機関による、信頼のおける AI の使用を促進する大統領令（Promoting the Use of Trustworthy Artificial Intelligence in the Federal Government）」（大統領令 13960 号）¹³を発令した。

大統領令 13960 号は、AI は規制改革の迅速化、入札公告など調達文書の法令適合審査、税金に対する不正・浪費・乱用の対策、情報セキュリティ脅威の検知、政府情報システムの安全性・相互運用性の向上、大規模データ審査の効率化、補助金申請プロセスの合理化、気象モデリング、予知保全など、ほぼ全ての連邦機関業務の効率・品質・目標達成度を高め得ると位置付け、国防・諜報活動以外の用途に共通する原則と実施プロセスを定めた。

大統領令 13960 号の中核となる「政府機関による AI 利用の原則」は以下の 9 点となる。

- (a) 憲法・関連法・政策への適合性。
- (b) AI 活用の便益がリスクを十分に上回り、リスクが評価・管理可能であること。
- (c) 開発・学習時に想定された用途に適合し、正確かつ効果的に機能すること。
- (d) 脆弱（ぜいじゃく）性、敵対的操作、悪用に対する強靱（きょうじん）性の確保。
- (e) 専門家やユーザーが適切に理解可能な説明性の確保。
- (f) 人間の役割の明確化、目的適合の確保、設計・開発・取得・利用、入力・出力の文書化と追跡可能性の確保。
- (g) 定期的な当該原則への適合性テストと、不適合の場合の停止・無効化メカニズムの維持。
- (h) 議会・国民などへの適切な情報開示。
- (i) AI の適正な利用・機能を確保するための適切な保護措置の実施・監査・順守状況の記録化、職員への教育訓練の実施。

以上の追加原則を踏まえ、大統領令 13960 号ではさらに、行政管理予算局（OMB）による AI 支援のための政策ロードマップ（公募・最終化スケジュールを含む）の公表、OMB サーキュラーや管理覚書の更新、連邦政府最高情報責任者会議（Federal Chief Information Officers Council : CIO 評議会）による非機密・非センシティブな AI 利用事例の目録に関する基準・様式・手段の公表、各連邦機関による現在または計画中的 AI 利用事例に関する目録の作成、AI 利用の推進を目的とした関係する各連邦機関間の連携・フォーラムへの参加の奨励などを規定している。

C. 大統領令 14148 号（2025 年 1 月 20 日）

トランプ大統領は、第 2 次政権が発足した初日の 2025 年 1 月 20 日、「有害な大統領令および措置を撤廃する大統領令（Initial Rescissions of Harmful Executive Orders and Actions）」（大統領令 14148 号）¹⁴を発令した。大統領令 14148 号による過去の有害な大統領令などの廃止の一環として、バイデン前政権下で発令された AI に関する以下の大統領令も取り消された。

¹³ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-12-08/pdf/2020-27065.pdf>

¹⁴ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-01-28/pdf/2025-01901.pdf>

- 2021 年 1 月 27 日付「大統領科学技術諮問委員会に関する大統領令 (President's Council of Advisors on Science and Technology)」 (大統領令 14007 号)¹⁵

大統領令 14007 号は、科学・技術・イノベーション政策に関する大統領への助言機関である「大統領科学技術諮問委員会 (President's Council of Advisors on Science and Technology : PCAST)」を設置した。PCAST は、AI 政策を含む科学技術分野の幅広い課題について、産業界・学界・非営利団体など多様な専門家の知見を集約し、米国の競争力やイノベーション推進、規制・倫理・安全保障などの政策形成に直接影響を与えることを目的としていた。
- 2023 年 4 月 6 日付「規制審査を現代化する大統領令 (Modernizing Regulatory Review)」 (大統領令 14094 号)¹⁶

大統領令 14094 号は、連邦政府の規制審査プロセスを現代化し、公共の利益や国家的優先課題を推進するための規制政策の枠組みを強化するものであり、AI 政策においては、AI 技術の社会実装や規制に関するパブリックコメントの質・透明性向上、AI による自動生成コメントの扱い、規制の公平性・包摂性の確保など、AI 関連規制の策定・改正プロセスの透明化・合理化を推進していた。大統領令 14094 号の撤回により、連邦規制ガバナンス全体の舵が規制強化から緩和・撤回へと切り替わる構図となる。
- 2023 年 10 月 30 日付「安全で信頼できる人工知能の確保に関する大統領令 (Executive Order on the Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence)」 (大統領令 14110 号)¹⁷

第 1 次トランプ政権下に発令された大統領令 13859 号は米国の AI 分野でのリーダーシップ維持や研究開発促進、国際競争力強化を主眼とした「戦略的指針」を示すものであり、AI の倫理・安全・リスク管理・社会的影響への具体的な規制や義務、ガバナンス体制の詳細までは踏み込んでいなかったものの、これらの領域をも対象とした米国の AI 政策における初の包括的な大統領令となる。具体的には、大統領令 14110 は、AI の開発・利用に関するリスク管理やガバナンス体制の強化、AI システムの安全基準や監査体制の整備、生成 AI や大規模基盤モデルの規制、AI の悪用防止、消費者・労働者・社会的弱者の保護、プライバシーや知的財産権への配慮、AI 人材の育成・誘致、国際協調による標準化推進など、AI に関わる幅広い分野を網羅していた。

D. 大統領令 14179 号 (2025 年 1 月 23 日)

トランプ大統領は 2025 年 1 月 23 日、「AI 分野における米国の指導力に対する障壁を除去する大統領令 (Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence)」 (大統領令 14179 号)¹⁸を発令した。

大統領令 14179 号は、米国が AI 分野で世界の主導権を維持・強化することを最上位の政策目標として再確認し、そのための規制的・行政的障壁を撤廃することを中核に据え、米国の AI 革新に対する障害とみなされる既存の政策・指令を撤回し、迅速な連邦行政政府の行動を可能にする制度環境の再構築を指示するものである。

¹⁵ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/DCPD-202100094/pdf/DCPD-202100094.pdf>

¹⁶ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/DCPD-202300277/pdf/DCPD-202300277.pdf>

¹⁷ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/DCPD-202300949/pdf/DCPD-202300949.pdf>

¹⁸ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-01-31/pdf/2025-02172.pdf>

具体的には、科学技術担当大統領補佐官（Assistant to the President for Science and Technology）、AI および仮想通貨担当大統領特別補佐官（Special Advisor for AI and Crypto）および国家安全保障担当大統領補佐官（Assistant to the President for National Security Affairs）が中心となり、180 日以内に、同大統領令に定める政策目標の達成に向けた「AI 行動計画」（後述）を策定し大統領に提出することを求めており、同行動計画は、産業振興、研究開発、政府調達、国家安全保障体制の調整など、連邦政府全体の優先順位と具体的施策を統合するための上位文書として機能することが想定されている。

さらに、大統領令 14179 号は、撤回された大統領令 14110 号¹⁹に基づく全ての政策、指令、規則、命令、その他の行政行為を直ちに再点検の対象とし、大統領令 14110 号に基づき実施済みまたは進行中の施策のうち、大統領令 14179 号の政策原則（米国の AI 優位の持続・強化）と抵触し、または障害となり得るものを特定し、必要に応じて、適用停止、改定、撤廃、またはそれらの提案を行うことを求めている。

E. 大統領令 14275 号（2025 年 4 月 15 日）

トランプ大統領は 2025 年 4 月 15 日、「連邦政府調達に常識を復活させる大統領令（Restoring Common Sense to Federal Procurement）」（大統領令 14275 号）²⁰を発令した。

大統領令 14275 号は、連邦政府が必要とする物品やサービス（IT システム、オフィス用品、建設工事、コンサルティングなど）を民間企業や他の組織から購入・契約するための一連の法的・制度的枠組みを統治する連邦調達規則（Federal Acquisition Regulation）の全面的な簡素化・合理化を命ずるものであり、過度に肥大化した規制と官僚的手続を削減し、機動的で効果的かつ効率的な調達システムを構築することを目的とする。

従って、大統領令 14275 号は AI 政策を直接的に定めるものではないが、AI を含む商用技術の導入に関して、連邦政府の調達制度における規制障壁を緩和することで、官需側の新技術採用の迅速化を促す効果を持つと見込まれる。

F. 大統領令 14277 号（2025 年 4 月 23 日）

トランプ大統領は 2025 年 4 月 23 日、「米国の若者への AI 教育を前進させる大統領令（Advancing Artificial Intelligence Education For American Youth）」（大統領令 14277 号）²¹を発令した。

大統領令 14277 号は、米国が AI 分野で指導的地位を維持するには、若年層に AI の理解と活用・創造の基盤的能力を早期から育み、教育者にも AI 教育・活用の能力を付与する必要があるという問題意識に立ち、教育への適切な AI の統合、教育者への包括的 AI 研修、AI 概念・技術への早期接触を通じ、AI に備えた労働力と次世代のイノベーターを育成することを目的としている。

¹⁹ 大統領令 14110 号は、ジョー・バイデン大統領が 2023 年 10 月 30 日に発令した「安全で信頼できる AI の確保に関する大統領令で、AI に対する連邦政府の関与と規制の強化を図ろうとするものだった。

²⁰ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-04-18/pdf/2025-06839.pdf>

²¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-04-28/pdf/2025-07368.pdf>

大統領令 14277 号は、この目的を達成するために、「AI 教育タスクフォース (Task Force on Artificial Intelligence Education)」(「タスクフォース」)の新設²²、大統領 AI チャレンジ (Presidential Artificial Intelligence Challenge) の新設²³、初等中等教育の高度化²⁴、教育者の研修強化²⁵、職業訓練²⁶といった具体的措置を規定している。

G. 米国の AI 行動計画

1. 経緯、全体像

ホワイトハウスは 2025 年 7 月 23 日、トランプ政権が AI 分野で推進していく包括的な戦略、および、それを踏まえた具体的政策をとりまとめた「競争に勝つ-米国の AI 行動計画 (Winning the Race, America's AI Action Plan)」を発表した。²⁷

AI 行動計画は、AI が経済・産業の原動力としてのみならず、戦略・戦術双方の能力を持つ「兵器」として近い将来中核的な役割を担うこととなるとの認識が世界中に広まる中で、第 2 次トランプ政権の AI に取り組む基本的な姿勢をとりまとめたもので、以下の 3 つの柱により構成されている。

- I. AI の技術革新を加速させる、
- II. 米国の AI のインフラを構築する、並びに
- III. 国際 AI 外交および安全保障を主導する。

以下、AI 行動計画の各柱のポイントを整理する。

2. 第 1 の柱 : AI の技術革新を加速させる

AI 行動計画の第 1 の柱では、冒頭、「米国は世界で最も強力な AI システムを保有しなければならないのみならず、これらのシステムの創造的で (社会を変革していく) 斬新なアプリケーション面でも世界を主導していかなければならない。これらの目標を達成してい

²² タスクフォースは大統領令 14277 号が定める政策の実施と、AI 教育に関する連邦政府の取り組み全体の調整を担う。

²³ 学生・教員の成果の顕彰、技術進展の地理的普及の促進、政府・大学・慈善・産業の協働の促進を目指す。

²⁴ タスクフォースに参加する連邦機関 (農務長官、労働長官、エネルギー長官、教育長官など) は、AI・コンピュータサイエンス教育の知見を持つ AI 産業団体、学術機関、非営利団体その他の組織と共同で、AI リテラシーと批判的思考に焦点を当てたオンライン教材・資源を開発する。開発には連邦政府の裁量的助成金などの活用が推奨され、初等中等教育現場での早期実装が目指される。

²⁵ 教育長官は、「1965 年初等中等教育法 (Elementary and Secondary Education Act of 1965)」および「1965 年高等教育法第 II 編 (Title II of the Higher Education Act of 1965)」に基づく教員研修の裁量的助成金プログラムで、事務作業の負担軽減、教員養成・評価の改善、全教科への AI 基礎の統合に向けた職能開発などを対象として、AI 活用を優先分野に位置付ける。

²⁶ 労働省は、AI 関連分野における登録型実務研修、すなわち実務経験と職業訓練を組み合わせた有給の職業訓練制度の拡充を推進する。具体的には、AI 分野の職種に特化した全国共通の訓練基準などを産業界と連携して策定することにより、個々の企業が個別に訓練基準などの登録手続きを行う必要のない仕組みを整備する。また、州や地方の労働力開発機関や教育機関、産業界と協力し、若年層や高校生を対象に AI スキルの習得や資格取得、現場での実践的な学習機会を拡大するための資金や助成金の活用を促進する。さらに、連邦の教育助成金や奨学金プログラムでも AI 分野を優先分野と位置付け、AI 人材の育成を国家的に推進する内容となっている。

²⁷ <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/07/Americas-AI-Action-Plan.pdf>

くためには、民間部門が主導する技術革新が実を結ぶための環境・条件を連邦政府が用意することが必要だ」と述べ、米国の AI の技術革新面での主導力を維持・増強していくために必要な環境整備のため、主として以下の目標を掲げ、それを実現していくための具体的勧告をしている。

- 非効率的な役所業務や過度の負担を強いる規則・規制を撤廃する²⁸
- 最先端の AI が、表現の自由および米国の価値観を保護するよう確保する
- オープンソースおよびオープンウエートの AI を推奨・促進していく
- AI の採用が可能になるよう支援していく
- AI 時代の米国の勤労者の能力強化に努める
- 次世代の製造業を支援する
- AI により可能となる科学に投資する
- 世界クラスの科学データセットを構築する
- AI の科学を推し進める
- AI の解釈、管理、頑健性を飛躍的に向上させるために投資する
- AI 評価のエコシステムを構築する
- 政府による AI の採用を加速する
- 国防総省内での積極的な AI の採用を推進していく
- 商用、公用の AI の技術革新を保護する
- 法制度面で人造的な媒体（メディア）と戦っていく

3. 第 2 の柱：米国の AI インフラの構築

第 2 の柱の冒頭では、「AI は、米国が現在有しているレベルよりもはるかに巨大なエネルギー（電力）源を構築することを迫っている、最初のデジタルサービスとなっている。米国のエネルギー（電力供給）容量は 1970 年代から低迷しているが、中国は迅速に送電網を増築している。米国は、このような懸念すべき流れを変えていくことにより、AI で圧倒的な地位を追及することが可能になる」と述べ、米国の AI の主導力を維持・増強していくために必要な AI 関連のインフラを強化していくため、主として以下の目標を掲げ、それを実現していくための具体的勧告をしている。

- 安全保障を確保しながら、データセンター、半導体製造施設、エネルギー・インフラのために効率的な許認可手続を実施していく²⁹
- AI の技術革新のペースに合う送電網を開発する
- 米国の半導体製造を復活させる
- 軍事および諜報活動のために使用する高い安全性が確保されたデータセンターを構築する
- AI インフラ用の熟練労働力の育成のための訓練をしていく
- 重要なインフラのサイバーセキュリティを強化する
- 設計の段階から安全を確保する AI 技術およびアプリケーションを促進していく
- AI 関連の有事に対応するための成熟した連邦政府の能力を促進していく

²⁸ この目標を具体的に達成する一環として、トランプ大統領は 2025 年 7 月 23 日「データセンターのインフラのための許認可手続きを加速する大統領令 (Accelerating Federal Permitting of Data Center Infrastructure)」(大統領令 14318 号)を発令した。

²⁹ この目標を具体的に達成する一環として、トランプ大統領は大統領令 14318 号を発令した。

4. 第3の柱：国際AI外交および安全保障の主導

(a) 全体像

第3番の柱では、冒頭、「米国が世界的なAIの競争で成功するためには、米国内でAI促進するのみでは不十分だ。米国は、米国のAIシステム、コンピューティング・ハードウェア、および、規格基準を全世界が採用するように働きかけていかなければならない。米国は現在、データセンターの建設、コンピューティング・ハードウェアの能力、および、モデル面で世界のリーダーとなっている。米国がこの優位にある強みを生かして、米国の敵対諸国にわれわれの技術革新や投資の成果にただ乗りをさせないようにしつつ、永続する世界的な（友好諸国との）提携関係を作っていくことが極めて重要だ」と述べ、米国はAI分野での外交および安全保障を主導していくために、以下の側面で政策を推進していくとし、それを達成するための具体的措置について勧告をしている。

- 米国のAIを同盟諸国およびパートナー諸国へ輸出する
- AIの国際的な管理・規範策定のための組織に対する中国の影響力に対抗する
- AIコンピュートの輸出管理法執行を強化する
- 既存の半導体製造関連の輸出管理の抜け穴を塞ぐ
- 全世界的に保護措置の足並みを揃える
- 米国政府が、最先端モデルの国家安全保障上のリスク評価面で、最前線に立っていくことを確保する
- バイオセキュリティに投資する

以下、第3の柱の中に含まれている主要な目標および具体的勧告について補足する。

(b) 米国のAIを同盟諸国およびパートナー諸国へ輸出する

第3の柱の最初の目標である「米国のAIを同盟諸国およびパートナー諸国へ輸出する」では、「米国のAIに関する（ハードウェア、モデル、ソフトウェア、アプリケーション、および規格・標準など）多層にわたる総合的な技術などに対する世界からの需要に対し、米国のAI同盟に参加の用意のある全ての国に輸出していくことにより応じていかなければならない。米国が、諸外国の需要に対応することができなければ、これらの諸国は米国のライバルに移っていくこととなり、米国として自ら過ちを招くことになる。米国技術を供給および拡散すれば、米国のライバル諸国が、米国の同盟諸国に、敵対諸国の技術へ依存させるようになることを阻止することができる」としている。

この政策を実行するための措置として、AI行動計画では、商務省の中にハードウェア、モデル、ソフトウェア、アプリケーション、および規格・標準などAI関連の多層にわたる総合的技術（AIテクノロジースタック）の輸出を行うための産業界からの各種提案を受け、体制を整え、連邦政府関連機関と調整し、米国が承認した安全保障上の条件や基準を満たす（諸外国との）取引を支援していくべきと勧告している。

AI行動計画によるこの政策勧告と並行し、トランプ大統領は7月23日に「米国のAIテクノロジースタックの輸出を促進する大統領令」（大統領令14320号）（後述）を発令し、90日以内（2025年10月21日まで）に、米国AI輸出プログラム（American AI

Exports Program) を創設し、米国のフルスタック AI 輸出パッケージの開発、展開を支援するよう、商務長官に指示している。³⁰

(c) AI の国際的な管理・規範策定のための組織に対する中国の影響力に対抗する

2 番目の政策目標では、国連、OECD、G7、G20、国際電気通信連合 (ITU) を含む多くの国際機関や国際的な組織などが既に AI の規律や開発戦略に関するさまざまな提言を行っているが、その多くが負担の多い規則や、米国の価値観とは合致しない、基準があいまいな行動規範などを提唱しており、また、顔認証や監視のための技術標準や規格を作ろうとしている中国企業の影響を受けている、などとの問題意識を表明した上で、米国は技術革新を推進し、米国の価値観が反映され、専制国家の影響力行使に対抗していく観点から、AI の国際基準・規格作りに積極的に関与していくべきと勧告している。

(d) AI コンピュート³¹の輸出管理法執行を強化する

3 番目の政策目標として掲げている「AI コンピュートの輸出管理法執行の強化」では、先進 AI コンピュートが、経済の活性化と軍事能力の双方に資することとなると指摘し、地政学上の競争と国家安全保障の双方の面から、敵対国が米国の AI 資源にアクセスできないようにしなければならないとした上で、このために米国は、創造的なアプローチにより輸出管理関連法の執行を行っていくべきであるとしている。

この政策を具体的に推進するために、商務省や他の関連省庁が産業界と連携し、先進 AI コンピュートの位置検証機能 (location verification features) の活用を通じて、(米国の) 半導体が懸念諸国に渡らないようにするための方策を検討することが推奨されている。

また、(米国の) 半導体が流用されないようにするため、商務省の主導により、全世界的な監視体制を構築した上で、米国原産の AI コンピュートが流用されるリスクが高い諸国での最終用途のモニタリングを強化していくべきとしている。

(e) 既存の半導体製造関連の輸出管理の抜け穴を塞ぐ

4 番目の政策目標に掲げている「既存の半導体製造関連の輸出管理の抜け穴を塞ぐ」では、現在の半導体製造関連の装置や技術などの輸出管理の抜け穴を塞ぐ必要があると指摘している。このための対策として、商務省が主体となり半導体製造のサブシステム (semiconductor manufacturing subsystems) に対する新たな輸出管理を行っていく必要があるとしている。より具体的には、米国とその同盟国による半導体製造に必要となる主要なシステムに関する既存の輸出管理に加え、今後は、半導体の製造過程を構成する多くのサブシステムについても輸出管理を行っていく必要性があると指摘している。

³⁰ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-07-28/pdf/2025-14218.pdf>

³¹ 「AI コンピュート (AI compute)」とは、AI システムがデータ処理、機械学習モデルの訓練、予測などのタスクを行うためのさまざまな演算に必要となるハードウェアやソフトウェアのプラットフォームなどの総体を指す。

(f) 全世界的に保護措置の足並みを揃える

5 番目の政策目標は「全世界的に保護措置の足並みを揃える」としており、冒頭で「米国は機微な技術に対して厳格な輸出管理をしていかねばならない。米国は同盟諸国やパートナー諸国に対し、米国と同様の輸出管理を行い、バックフィルをしないよう、働きかけていくべきである。もし、バックフィルをするような国があれば、『外国直接製品ルール (FDPR) 』や『2 次関税 (secondary tariffs) 』などの措置を用いて、国際的に同様なレベルで、より厳格な輸出管理が行われるようにすべきだ」としている。

このための具体的な政策措置として、AI 行動計画では以下を勧告している。

- 商務省、国務省が中心となり、他の関係連邦政府機関とも協力・調整し、基礎研究や高等教育機関を含め、相互補完的な先端技術保護対策を行っていく。
- 米国の同盟諸国が、米国が規制している AI 関連の技術を敵対国に供給することを防ぐため、国務省が中心となって、AI グローバル同盟を形成する。
- AI の多層面にわたる技術の輸出管理を行うために、既存の条約に基づく輸出管理の枠組みのみに依存せず、あらたな多国間輸出管理体制の枠組みをつくる。
- 商務省および国防総省が中心となり、米国の同盟諸国が米国と同様の輸出管理を行うよう働きかけ、また、米国との協議を通じて、新たな管理体制を作り、米国の敵対国の防衛・産業基盤への供給や、敵対国による防衛産品供給企業に対する支配権の取得などを禁止していく。

(g) 米国政府が、最先端モデルの国家安全保障上のリスク評価面で、最前線に立っていくことを確保する

6 番目の政策目標では、「米国政府が、最先端モデルの国家安全保障上のリスク評価面で、最前線に立っていくことを確保する」ことを掲げている。この政策目標は、最も能力の高い AI が、サイバー攻撃やシーバーン (CBRNE) 兵器³²の開発面で新たな安全保障上のリスクをもたらし、また、これまでにない安全保障上の弱点が生じるとの懸念に対処しようとするものである。AI がもたらし得る、これまでにない国防・安全保障上のリスクの性格をいち早く察知し、対策を講じていく観点から、具体的な政策措置として、敵対国の AI システムを重要インフラやその他の米国経済上重要な側面に使用することによりもたらされ得る安全保障上の脆弱性を評価すべきとしている。

(h) バイオセキュリティに投資する

最後の政策目標として、「バイオセキュリティに投資する」ことが掲げられている。この政策目標は、AI により生物学上の新たな発見が行われ、病気などの治療や、産業界での新たな用途が見い出されるなど無限の可能性がもたらされる一方で、悪意のある者により、有害な病原菌・病原体やその他の生体分子が合成され得ることに対策を講じようとするものである。また、このような米国の対策が確立された後には、米国の同盟諸国やパートナー諸国に対しても同様の対策をとるよう働きかけることが不可欠であるとしている。

³² 化学 (chemical) ・生物 (biological) ・放射性物質 (radiological) ・核 (nuclear) ・爆発物 (explosives) を利用した兵器の総称。

具体的な措置として、連邦政府の資金的援助を受け科学研究を行う全ての組織・機関が、核酸合成ツールや外部の合成会社を使用する場合には、厳格な核酸配列スクリーニングや身元確認手続きを採用することを義務付けることなどを勧告している。

H. 大統領令 14318、14319、14320 号（2025 年 7 月 23 日）

トランプ大統領は 2025 年 7 月 23 日、AI 行動計画の発表と同時に、「データセンター・インフラの許認可を加速する大統領令（Accelerating Federal Permitting of Data Center Infrastructure）」（大統領令 14318 号）³³、「連邦政府でウォーク（Woke）AI³⁴を防止する大統領令（Preventing Woke AI in the Federal Government）」（大統領令 14319 号）³⁵、「米国の AI テクノロジスタックの輸出を促進する大統領令（Promoting the Export of the American AI Technology Stack）」（大統領令 14320 号）³⁶をそれぞれ発令した。

- 大統領令 14318 号：データセンター・インフラの許認可を加速する大統領令

大統領令 14318 号は、AI データセンターおよびそれを支える高圧送電などのインフラを国家安全保障・経済繁栄・科学的リーダーシップの中核と位置付け、連邦規制負担を軽減して迅速かつ効率的な整備を進めることを目的とする。具体的には、AI データセンターとその供給網を国家プロジェクトとして扱い、国家環境政策法（National Environmental Policy Act）に基づく環境アセスメントなどの環境審査の簡素化、複数の連邦機関にまたがる許認可手続きをオンラインで一元管理し期限を設定する仕組み（FAST-41）の活用、環境保護庁（EPA）による大気・水質などに関する規制の見直し、絶滅危惧種法（Endangered Species Act）や水質関連の許認可を効率的に処理する仕組みの導入、連邦土地の優先的供出といった手段を通じて、100MW 超級の超大規模センターとその電力・半導体・ネットワーク・ストレージなどの構成産業の立地・拡張の加速を図っている。

- 大統領令 14319 号：連邦政府でウォーク AI を防止する大統領令

大統領令 14319 号は、AI が日常生活を送る上で重要な役割を果たす一方、モデルにイデオロギーや社会的アジェンダが組み込まれると出力の品質と正確性が歪むとの問題認識に基づき、連邦政府として、イデオロギー的偏向のない信頼できる「大規模言語モデル（Large Language Model：LLM）」のみを調達・採用する方針を定めている。

同方針の遂行に向けて、大統領令 14319 号は、以下の「非偏向 AI 原則（Unbiased AI Principles）」に従って開発された LLM のみ連邦政府機関が調達することを認める旨規定している。

（1）真理追求（Truth-seeking）

³³ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-07-28/pdf/2025-14212.pdf>

³⁴ ウォーク（Woke）AI は、大統領令 14319 号で厳密に定義されていないが、社会的公正志向に偏った AI という意味で用いられる。

³⁵ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/DCPD-202500789/pdf/DCPD-202500789.pdf>

³⁶ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-07-28/pdf/2025-14218.pdf>

LLM は事実情報や分析に対して真実性を確保し、歴史的正確性、科学的探究、客観性を優先し、情報が不完全または矛盾する場合には不確実性を明示しなければならない。

(2) イデオロギー的中立 (Ideological Neutrality)

LLM は「多様性、公平性および包摂性 (Diversity, Equity and Inclusion)」のような教義に有利となるような出力操作を行わない中立・無党派のツールであるべきとし、開発者は、最終使用者が求める場合や容易にアクセスできる形以外で党派的・イデオロギー的判断を意図的に組み込んではいない。

- 大統領令 14320 号：米国の AI テクノロジースタックの輸出を促進する大統領令

大統領令 14320 号は、AI を今後数十年の経済成長・安全保障・国際競争力の中核と位置付け、米国発の AI 技術・標準・ガバナンスモデルの国際的採用を促進し、同盟国との関係強化と技術的優位の確保を図るため、米国のフルスタック AI 技術パッケージの輸出促進により米国の AI 産業を支援することを目的とするもので、「米国の政策は、米国起源の AI 技術の全世界的な展開を支援することにより、（米国の）AI 分野での主導権を維持・拡張するとともに、米国の敵対国により開発された AI 技術への国際的依存度を低減させることだ」としている。

その手段として、大統領令 14320 号は、商務長官が国務長官および大統領府科学技術政策局 (OSTP) 局長と連携して、AI 最適化ハードウェア、データセンター、クラウドサービス、データパイプライン、AI モデル、サイバーセキュリティ対策、特定用途向け AI アプリケーションなどを含むフルスタック AI 輸出パッケージの開発・展開を支援するための「米国 AI 輸出プログラム (American AI Exports Program)」を 90 日以内 (2025 年 10 月 21 日まで) に創設するよう指示している。また、同プログラムの作成に当たっては、産業界主導のコンソーシアム (共同事業体) からの提案が公募され、採択された提案は「優先 AI 輸出パッケージ (priority AI export package)」として、連邦政府による優先的な金融支援 [米国輸出入銀行 (Export-Import Bank of the United States) による直接融資・保証、米国国際開発金融公社 (DFC) によるエクイティ投資・協調融資・政治リスク保険・信用保証、技術支援、実行可能性調整など] が行われる旨規定している。

さらに、国務長官が議長を務める経済外交行動グループ (Economic Diplomacy Action Group) が中核的な調整役となり、多国間イニシアチブや各国別パートナーシップへの米国の関与を調整し、パートナー国におけるイノベーションを促進する規制・データ・インフラ環境の整備を支援することに加え、米国製品の競争力を阻害し得る市場アクセス上の課題 (技術的貿易障壁や規制措置を含む) を分析し、米国中小企業による AI 技術開発およびインフラ・ハードウェア・システム製造への投資促進を図るよう指示している。

IV. 日本・日系企業への影響

トランプ政権の AI に取り組む基本戦略の中核は、一連の大統領令で繰り返し述べられているとおり、「米国が現在有する AI 分野における指導的地位を維持、拡張し、米国および同盟諸国を含む諸外国の、敵対国の AI への依存度を下げる」ことであり、AI 行動計画

は、この基本戦略を実効的に推進するための「青写真」となるものとして位置付けられる。

AI に関する一連の大統領令および AI 行動計画で示された米国の AI 基本戦略を実施していくための連邦行政府による具体的な施策や措置は、米国内での AI の研究開発促進、官民による AI 活用の加速、それを支えるインフラや人材の育成・強化を図るもののみならず、米国の対外関係の側面で、米国の価値観に裏付けられ、さまざまな基準を満たす AI を米国のより多くの同盟諸国やパートナー諸国で受け入れられるようにしたり、輸出管理の執行強化や追加的な輸出規制、規則改正、新たな国際的輸出管理の枠組みを構築したりするなど、さまざまな具体的目標の達成を目指している。

このような多面的な米国の AI 行動計画のうち、以下では、日本をベースに AI 関連事業を展開している企業や米国市場で事業活動を行っている企業との関連性が特に高いと思われる側面を取り上げ、日本・日系企業への影響を検討する。

A. 輸出管理面での影響

前述のとおり、第 2 次トランプ政権は、米国の世界における AI の主導的地位を維持、拡張する観点から、米国の AI 行動計画の中で、米国の AI テクノロジースタックの輸出促進の方針を掲げている。同時に AI 行動計画では、米国の敵対諸国による AI の軍事利用への牽制や、AI を通じた国際社会に対する影響力増大の阻止などの観点から、輸出管理面についても、特に (1) AI コンピュートに関する輸出管理法執行強化、(2) 既存の半導体製造関連の輸出管理の抜け穴閉鎖、(3) 全世界的な保護措置の調整、の 3 点を基軸に、厳格な措置をとっていくことを示している。

1. AI コンピュートに関する輸出管理法執行強化の影響

このうち (1) の AI コンピュートに関する輸出管理法執行強化に関しては、敵対国が米国の AI 資源にアクセスできないようにするために、「創造的なアプローチ (creative approach)」によって輸出管理関連法の執行に取り組んでいく必要があるとし、その具体的な手段の 1 つとして、官民が連携して、AI コンピュートの位置検証機能の活用により、米国の先端半導体などが懸念諸国に渡らないようにすべきと勧告している。この勧告に従い、商務省と米国の半導体メーカーやその他の AI コンピュートに関与する民間企業などが協議の上、位置検証機能などの活用により米国から日本や第三国に輸出された先端半導体やそれを使用した各種ハードウェアなどの所在地や転送先などが刻々と把握されるようになれば、民間企業がそのような所在地や転送先について、商務省に何らかの報告義務が課されることとなる可能性もある。これにより、米国当局は、米国外での米国先端半導体や技術を利用したハードウェアや装置などの使用場所や使用者の動きを容易に監視できるようになることから、今後、当局による輸出管理規則 (EAR) 対象となる AI 関連品目に関連する違反行為について、法執行の頻度が増加することが見込まれる。日本国内の企業や、日本企業が第三国の子会社や関連会社を通じて、米国の先端半導体やその他の AI 関連品目などを利用した事業を行う場合には、EAR 違反が発生するリスクを極力回避するために、より厳格な EAR 順守体制を整えていく必要がある。

2. 既存の半導体製造関連の輸出管理の抜け穴閉鎖の影響

(2) の「既存の半導体製造関連の輸出管理の抜け穴閉鎖」のためにとるべき具体的な行政措置として、商務省が主体となって「半導体製造のサブシステム」に対する新たな輸出

管理を勧告している。商務省は、2022年10月以降一連のEAR改正を通じて、中国軍や公安当局などの活動を支えるAI技術に不可欠な先端半導体、半導体製造装置、スーパーコンピュータなどの中国への輸出規制を強化している。この一環として、中国企業関連の数多くの法人がエンティティー・リスト（Entity List）に掲載されるとともに、新たな外国直接製品ルール（FDPR）や、最終用途（エンドユース）・最終使用者（エンドユーザー）規制などが強化されている。しかし、これらの規制強化にもかかわらず、中国のファーウェイ（Huawei）が先端半導体を開発・製造し、Deep Seek が、米国の規制対象レベル以下の米国製半導体などを利用して、AIモデルを開発したことなどが伝えられていることから、AI行動計画では、現在のAI関連品目の輸出規制の抜け穴を塞ぐ対策を講じるべきとの勧告が行われたものと思われる。

輸出管理の抜け穴封鎖の具体例として挙げられている「半導体製造のサブシステム」に対する新たな輸出管理が、具体的にEARのどのような改正として実施されることになるのかは現時点では明らかにされていない。また、半導体製造の「サブシステム」とは何を念頭に置いたものなのかについても明らかではない。可能性としては、半導体の製造工程（設計、前工程、後工程）のどこかで使用される装置やそれらの装置の部品、材料、ソフトウェア、技術などが「サブシステム」に含まれ得る。従って、例えば、半導体製造装置や製造過程に使用されている高耐久金属やその他の特殊金属、真空バルブ、リソグラフィ装置、エッチング装置、プラズマ発生器、イオン注入装置、レンズ、センサー、ブラケットなどや、半導体製造の後工程（組立工程や検査工程）などで使用される装置や機器、材料などで、現在中国向け輸出規制の対象となっていないEAR対象品目が、近い将来、規制対象として新たに指定され得ると思われる。よって、これらの分野で事業活動を行っている日本企業や、その日本内外の子会社などは、自社が関わっているEAR対象品目が、新たに輸出規制強化の対象として指定されることにならないか、商務省によるEAR改正の動きを注視していく必要がある。

3. 米国による全世界的な保護措置の調整の影響

AI行動計画は輸出管理面で、米国が「全世界的な保護措置の調整」を主導し、機微な技術に対して厳格な輸出管理を行う一環として「米国は同盟諸国やパートナー諸国に対して、米国と同様の輸出管理を行い、バックフィルをしないよう働きかけていくべき」であり「もしバックフィルをするような国があれば、『外国直接製品ルール（FDPR）』や『2次関税』などの措置を用いて、国際的に同様なレベルでより厳格な輸出管理が行われるようにすべき」としている。このため、近い将来トランプ政権は、日本に対しても、日本の輸出管理上、いかなる品目をAI関連品目の範疇に含めるべきか、そして、AI関連品目の範疇に含まれるものについては、いかなる基準で輸出規制の対象とすべきか、などの側面で、米国と同調することを求める可能性がある。日本政府が、米国のAI関連品目の輸出規制に同調しない場合には、FDPRの変更により、可能な限り日本国内で生産されるAI関連品目を、EAR対象品目となるように、EARを改正する可能性もある。さらには、日本産の特定の品目や、特定の日本企業が生産した品目の米国輸入に対して、2次関税としての追加関税を課すなどの手段により、対抗措置を講じる可能性も排除されない。

B. その他の面での影響

1. AIインフラ・電力

AI行動計画では、米国が今後AI分野での主導力を維持・増強していくために必要なAI関連のインフラ強化を目指していくとし、そのようなインフラ強化の一環として、米国内

でのデータセンターの構築、エネルギー（電力）供給インフラの強化、半導体製造復活などの実現を勧告している。さらに、AI 用データセンターや高圧送電の迅速な構築を連邦行政の実務面で支援するため「データセンター・インフラの許認可を加速する大統領令」（大統領令 14318 号）が発令された。

このことは、これらのインフラ分野に関連する事業に関与している日本・日系企業にとっても、米国内で直接投資などを含む事業拡大に向けた多数の潜在的機会が提供されることを意味する。

2. AI 関連の連邦政府調達

AI 行動計画では、「（米国の）AI の技術革新を加速させる」との政策目標を実現するための具体策として、政府による AI の採用・活用を加速させることを勧告している。同時に、「連邦政府でウォーク AI を防止する大統領令」（大統領令 14319 号）が発令され、連邦政府が AI 関連の調達をする際には、「非偏向 AI 原則」に従って開発された、イデオロギー的偏向のない LLM のみが採用されるとの方針が明らかにされた。

今後、連邦政府による AI の活用増が見込まれることから、日本・日系企業が、AI 関連事業推進の一環として、自社の製品やサービスを、直接調達契約者として、または、下請け企業（再委託先）として、連邦政府機関に提供する事業機会が増大していくことが見込まれる。同時に、自社が提供する AI 関連の製品やサービスが、非偏向 AI 原則に従って、開発、設計、製造されるよう、事業企画を策定する必要がある。

3. 日本の AI 政策への影響

AI 行動計画では、AI の国際的な管理・規範が、米国の価値観に合致した形で実現されることを目指すとしている。この文脈で、国連や OECD、G7、G20、ITU などさまざまな国際的な枠組みで AI に関連する規範が策定される際、中国の影響力行使に対抗していく必要があるとしている。また、AI の最先端モデルについて、国家安全保障上のリスクをいかに評価すべきか、米国が国際社会でも指導力を発揮していくことの重要性を唱えている。

米国は、AI の技術がますます発達するにつれ、国際社会でさまざまな管理体制や規範の確立に向けた議論が展開されることが期待される中で、中国などが自国企業の商業的利益のみならず、国家統治や国際的な監視体制のネットワークの拡大を目指し、さまざまな国際的枠組みを利用して影響力の増大を図ろうとすることに懸念を有していることから、日本を含む米国の同盟諸国やパートナー諸国に対して、中国のこのような動きを警戒し、管理体制や規範の策定に対応するよう、働きかけることが予想される。また、外国の政府や民間企業が、重要インフラやその他の各国の安全保障に影響を及ぼし得る側面で、中国などが主導する AI システムを使用することに対しても、安全保障や国内秩序の維持の観点から、米国による中国の AI リスク評価を参考にして、慎重に対処すべきとのアプローチをとることが見込まれる。

以上

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250023>

本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 米州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5545
E-mail：ORB@jetro.go.jp